

東海村社会福祉協議会居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東海村社会福祉協議会（以下「東海村社協」という。）が開設する東海村社会福祉協議会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護支援専門員は、要介護者が可能な限り居宅において尊厳を保持しながら、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して指定居宅介護支援の提供を行うものとする。

- 2 介護支援専門員は要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、要介護者等の選択に基づき、適切な保健医療及び福祉サービスが、多様な居宅サービス事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して指定居宅介護支援の提供を行うものとする。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立って、要介護者等に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏らないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の連携に努めるのもとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 東海村社会福祉協議会居宅介護支援事業所
所在地 那珂郡東海村村松 2005 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者（主任介護支援専門員）	1人	事業所の従事者の管理・業務内容の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
介護支援専門員	利用者数が35人又はその端数を増すごとに1人とする。	指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の休日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供は、要介護者等からの依頼に基づき行うこととし、

指定居宅介護支援の提供開始に際し、当該要介護者等に対し、運営規程の概要及び要介護者等の居宅サービス等の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、要介護者等の同意を得た上で行うものとする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、要介護者等から利用料を徴収しない。

(1) 居宅サービス計画の作成

(2) サービス担当者会議の開催又は担当者に対する照会

(3) 居宅介護サービス計画に基づく居宅サービス等の提供の確保

(4) 居宅サービス等の提供に関する連絡調整

(5) 定期的なモニタリングに基づく居宅サービス計画の修正

(6) 要介護者等の希望等に基づく介護保険施設への紹介

(7) 要介護認定等の代理申請

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は東海村を区域とする。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催とともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(運営についての留意)

第10条 職員は業務上知り得た要介護者等の秘密を漏らしてはならない。職員でなく

なった後も、同様とする。

- 2 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設け、又、業務体制を整備することとする。
- 3 指定居宅介護支援の提供を正当な理由なく、拒んではならないこととする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、別に定めることとする。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成16年4月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成19年4月1日から施行する。

この規定は平成25年7月1日から施行する。

この規定は平成25年9月1日から施行する。

この規定は平成30年4月1日から施行する。

この規定は令和2年2月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。